

令和 8 年度県職員課題解決型 D X 実践研修（PBL）業務委託
業者選定基準

1 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。
- (2) 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

審査項目		評価者	評価方法
1	基本項目	事務局	提案書
2	企画提案内容	各審査委員	提案書及びプレゼンテーション
3	価格評価	事務局	計算式により評価点を算出

- (3) 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件など詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

2 審査項目及び審査基準

審査項目		審査基準	審査の視点	配点
1	基本項目 (15 点)	趣旨	本業務の <u>目的</u> 及び内容を理解しているか。	3 点
		実施体制	連絡調整等を確実に実施できる <u>組織体制</u> を整えているか。	3 点
			適切な <u>スケジュール</u> を設定し、円滑かつ柔軟な業務運営が行われるか。	3 点
		実績	過去の <u>実績</u> から受託者として適当であるか。	3 点
		社会的取組等	静岡県公契約条例の基本理念等（※）に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」及び「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得しているか。	3 点
2	企画提案 内容 (75 点)	企画力	業務の実施に当たり <u>重視するポイント</u> を適切かつ明確に示しているか。	5 点
		業務内容	<u>講師</u> 予定者の経験、専門能力や指導能力は適切か。	10 点
			県における業務改善の進め方として現実的な <u>カリキュラム</u> となっているか。	5 点
			ワークショップのカリキュラム及び実施方法は、受講者が必要なスキルを <u>ステップバイステップ</u> で習得しながら PBL を進めることのできる内容となっているか。	15 点

		PBL の学習効果を受講者に定着させ、研修終了後に自走可能となる <u>実践力</u> が養える内容が提案されているか。	15 点
		受講者からの問合せや相談に対応する <u>フォローアップ体制</u> が十分に整備され、相談しやすい仕組みづくりが提案されているか。	10 点
		<u>受講者の動機付け</u> を行い、主体的に取り組ませる工夫があるか。	10 点
		PBL を効果的に実施するうえで、内容や進め方に他者にはない <u>独自性</u> があるか。	5 点
3	価格評価 (10 点)	評価点＝10 点×（1－見積額÷提案上限額）	10 点
計			100 点

※事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和 3 年 3 月 26 日静岡県条例第 25 号）第 3 条（基本理念）及び第 6 条（取組方針）等を参照のこと。

<参考URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>

【配点】

(1) 配点が 5 点の項目の評価点は以下のとおりとし、配点が 10 点の項目は以下の評価点を 2 倍、配点が 15 点の項目は 3 倍で換算する。

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる。）。
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる。）。
3	普通（委託の趣旨に合致している。）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない。）。
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない。）。

(2) 配点が 3 点の項目の評価点は以下のとおりとする。

評価点	採点基準
3	優れている（これまでの実績や社会的取組が申し分ない。）。
2	普通（これまでの実績や社会的取組が一定程度ある。）
1	劣る（これまでの実績や社会的取組がない。）。